

令和4年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
26	東部公民館	91	指摘	備品台帳に登録されている備品のうち、所在不明の備品については、再度所在の有無を徹底的に調査した上で、不存在が確認された場合には、船橋市物品管理規則に基づいて手続を行った上で備品台帳から抹消されたい。	R5.10.19
28	東部公民館	92	指摘	物品調査を適切に実施できるよう、備品現物には現様式の備品整理票を貼付し、備品台帳には現在の具体的な所在場所の登録をされたい。	R5.10.19
96	青少年課	205	指摘	青少年会館について、備品台帳に登録していない備品は、その利用可能性等を検討した上で、備品台帳に登録する必要があるれば、船橋市物品管理規則に基づき登録する手続をされたい。	R5.10.19
98	青少年課	206	指摘	備品は常に使用可能な状態に管理しておく必要があることから、使用頻度が低い青少年会館の電気陶芸窯についても、定期的な稼働確認や清掃等のメンテナンスの実施等の適切な備品管理を行われたい。	R5.10.19
110	青少年課	226	指摘	青少年課は、備品台帳に登録されている一宮少年自然の家の備品が実際にあることを指定管理者と一緒に確かめるよう、事務手順を定められたい。	R5.10.19
112	青少年課	227	指摘	一宮少年自然の家において、現在使用しておらず、今後の使用見込みもない備品(テント)については、船橋市物品管理規則第20条に基づき、物品の返納・不用決定の手続を取られたい。	R5.10.19
118	青少年課	235	指摘	船橋市が所有する一宮少年自然の家の土地(一宮町東浪見稲荷塚新田7493-2及び一宮町東浪見原田新田6628-4)については、現況に適合した地目への変更登記を行われたい。	R5.10.19